

作成日：2011年1月5日

ラオス人民民主共和国

特許庁の所在地：

Department of Intellectual Property,
Standardization and Metrology, Science, Technology and Environment Agency,
Prime Minister' s Office

P. O. Box 2279

Vientiane,

Lao PDR

Tel : 85621 213470

Fax : 85621 213472

E-Mail :

Website : www.stea.la.wipo.net

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)

2. 現地代理人の必要性有無

ラオス国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

情報によりますと、産業財産権分野の専門家が少ないために、団体は存在しないとのことです。

4. 出願言語

ラオス語です。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

不明です。

(参考)特許庁ホームページ <http://www.stea.la.wipo.net/index.html>

特許制度

1. 現行法令について

2008年4月14日施行の知的財産法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出できます。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

手続言語はラオス語ですが、英語による明細書等を提出することができます。この場合には、翻訳者宣誓書を添付したラオス語訳文を、出願日から90日以内に提出しなければなりません。

(3) 必要な図面及び要約書 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名し、公証認証が必要です。

(5) 譲渡証 (Assignment)

発明者が署名し、公証認証が必要です。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

3. 料金表 (単位: 米国ドル)

(1) 出願料金	150
(2) 優先権主張料金	100
(3) 公開料金	50
(4) 審査請求料金	50
(5) 特許付与料金	30
(6) 年金	
5年度	80
6年度	90
7年度	100
8年度	130
9年度	170
10年度	210
11年度	270
12年度	330
13年度	410

14年度	490
15年度	681
16年度	670
17年度	780
18年度	890
19年度	1000
20年度	1130

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

ラオスでは、特許と小特許（Petty Patent）の2種類あります。

「特許」とは、発明を保護し、「小特許」とは、考案を保護し、考案とは発明ほど高度でない技術を保護対象としています。

ここでは、特許について説明します。

出願書類が提出されると、出願日から3ヶ月以内に方式的審査が行われ、その後実体的審査の対象とされます。

(1) 方式的要件の審査について

次の内容について審査されます。

- ・提出された出願書類が完全であるか否か。
- ・保護を受けるための要件が満たされているか否か。
- ・必要な料金が納付されているか否か等。

これらの要件を満たしていない場合、特許庁は出願人に補正指令を発行し、当該指令発行日から60日以内に、補正を求めます。

(2) 不特許事由について

次の事由は、発明として保護を受けることはできません。

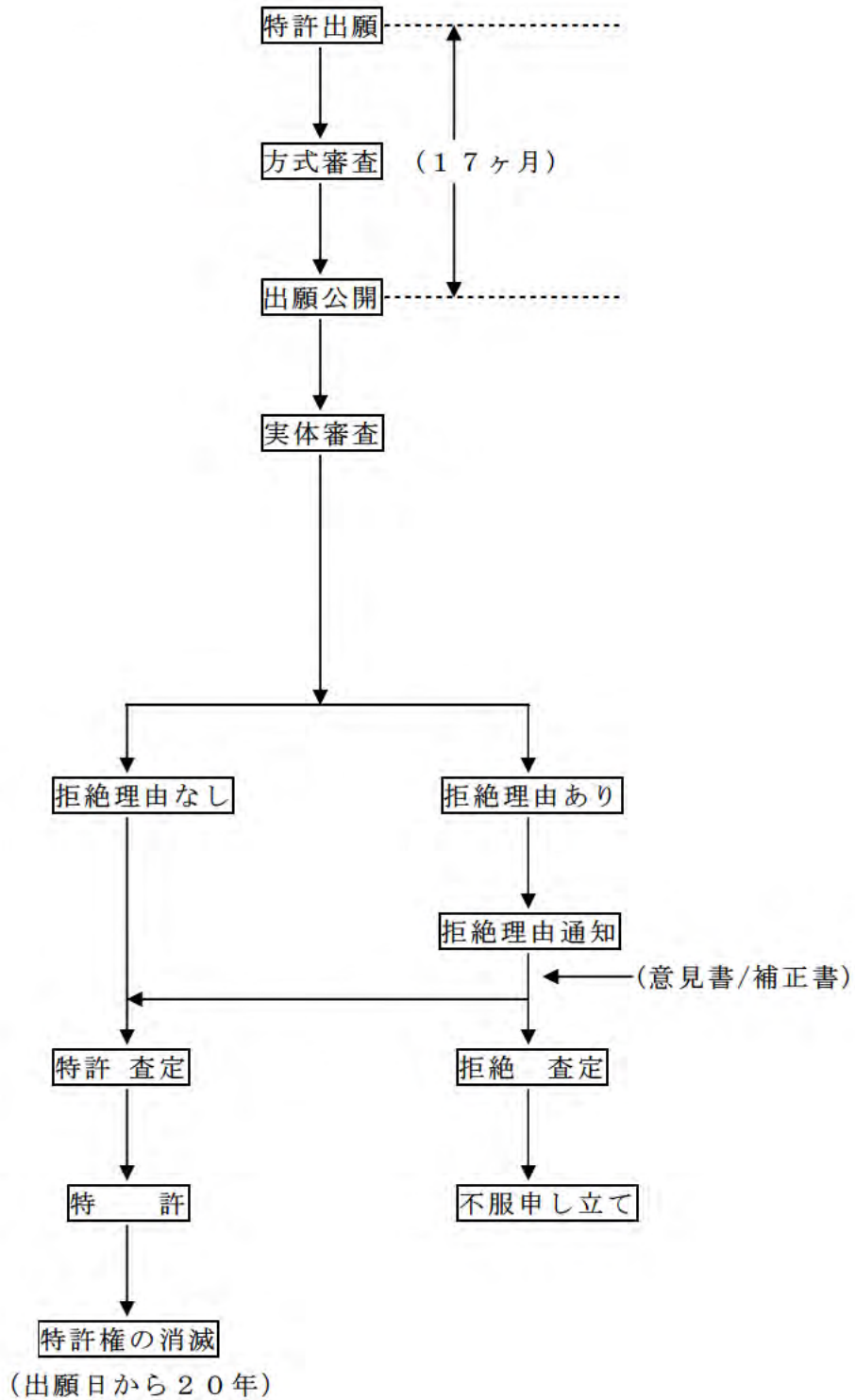
- ・単なる発見、科学的法則や算術的方法の場合
- ・規則やビジネスを行うための方法、単なる精神的活動や遊戯方法の場合

- ・ 人間や動物の治療方法の場合
 - ・ 公序良俗に反する場合
- (3) 出願公開について
- 特許庁は、方式的要件審査後、出願日（又は優先日）から17ヵ月後に、出願の内容を公開します。
- (4) 新規性について
- 次の発明は、新規性を有しません。
- ・ 出願日（又は優先日）前に、ラオス国内又は世界のいずれかの場所において、出願に係る発明が公表されていた場合（世界主義を採用しております）。
- (5) 方式的要件の審査後の手続について
- ①方式的要件審査後、対応外国出願存在せず、また対応する外国出願の調査報告を利用することができない場合、出願は12ヶ月以内に先行技術調査や特許性に関する見解書を作成するために、国際事務局（WIPO）に送付されます。
 - ②国際事務局から調査報告書受領後、ラオス特許庁は出願の特許性について実体審査を行います。
 - ③対応する外国出願における調査や審査報告書を利用できる場合には、出願人はこれらの報告書を提出する必要があります。
 - ④特許庁は、審査の結果特許付与の決定又は出願拒絶の決定を行いますが、最終的な決定までの期間は出願からおよそ24ヶ月から36ヶ月間とされております。
 - ⑤特許庁は、ラオス出願における特許付与の基礎とすべき、または特許査定を発行を早めるために、特許となった対応外国出願の提出を求めることができます。
 - ⑥審査の結果、これら特許要件を満たしていないと判断された場合、出願人にその旨通知が発行されます。
出願人は、この通知に対して特許要件を満たすよう意見書や補正書を提出することができます。
 - ⑦この意見書等の提出によっても、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合には、出願は拒絶されます。
- (6) 特許の付与について
- 審査の結果、特許要件全てを満たしていると判断された場合には、特許付与の通知が発行され、出願人は特許発行料金を納付することにより、特許が登録原簿に登録され、出願人に登録証が発行されます。
- (7) 外国出願の審査結果情報の提出について
- 上述しましたように、特許庁から提出要請があった場合、出願人は対応

外国出願の審査結果を提出しなければなりません。

提出すべき内容は、例えば、審査結果の写しや特許証の写しの提出です。

出願から特許権の消滅までのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年で、特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 小特許の存続期間は、出願日から10年で、2年間に限り1回更新することができます。
従いまして、最長出願日から12年となります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類： 以下書類のラオス語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・第19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

出願全般についての留意事項

- (1) 実務的にラオス出願は少なく、出願の経験がないのが現状かと思われます。
従いまして、ラオス出願を決定した場合には、ラオス国内の代理人を選定することの困難性に鑑みて、近隣諸国のタイ国等の大手代理人に出願手続きを一任することが、得策かと思われます。
- (2) 特許庁からの通知に対しては、現地代理人に対して必ずその通知に対する英訳文も送付してもらうよう要求すべきです。
期限管理を確実に行うためには、ラオス語のみでは不十分ですので、どうしても現地代理人からの英訳による情報も必要となるからです。

意匠制度

1. 現行法令について

2008年4月14日施行の知的財産法（意匠を含む）が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

- ①願書：創作者及び出願人の住所、氏名、国籍。ロカルノ協定に基づく意匠の国際分類。優先権主張の情報（主張する場合のみ。国名、出願日、出願番号）願書は英語で作成することも可能ですが、その場合にはラオ語への翻訳が必要となります。
 - ②図面又は写真：意匠を明確に具現化したものがが必要です。平面意匠の場合には、見本を提出することも可能です。
 - ③委任状：出願人の署名及び出願人の国での公証が必要です。
 - ④譲渡証書：創作者から出願人へ登録を受ける権利を譲渡した場合に必要となります。
- ★1件の出願には、国際分類の同一クラス又は同一物品の組、若しくは構成を対象とする複数の意匠を含むことができます。意匠出願は、国立科学技術機関に対して行います。

3. 料金表（単位：米国ドル）

(1) 出願	150
(2) 優先権主張	50
(3) 公開	30
(4) 審査	50
(5) 登録証発行	20
(6) 譲渡登録	80
(7) 年金	
* 1年度	65
* 2年度	73
* 3年度	81
* 4年度	90
* 5年度～15年度	100

4. 料金減免制度について（存在する場合）

料金の減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

意匠出願は、新規性等の実体審査の対象となります（知的財産法40条）。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願は出願公開の対象とはなりません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

意匠出願については、方式審査を経た後に、新規性等の登録要件についての実体審査が行われます。方式審査は、出願書類が完全であるか否か、出願人が保護を受けるための要件を満たしているか、所定の手数料の支払いがあるか否かについて行われます（知的財産法37条）。

実体的登録要件を満たしていない場合には、拒絶理由が通知され出願人は意見書又は補正書を提出することができます。

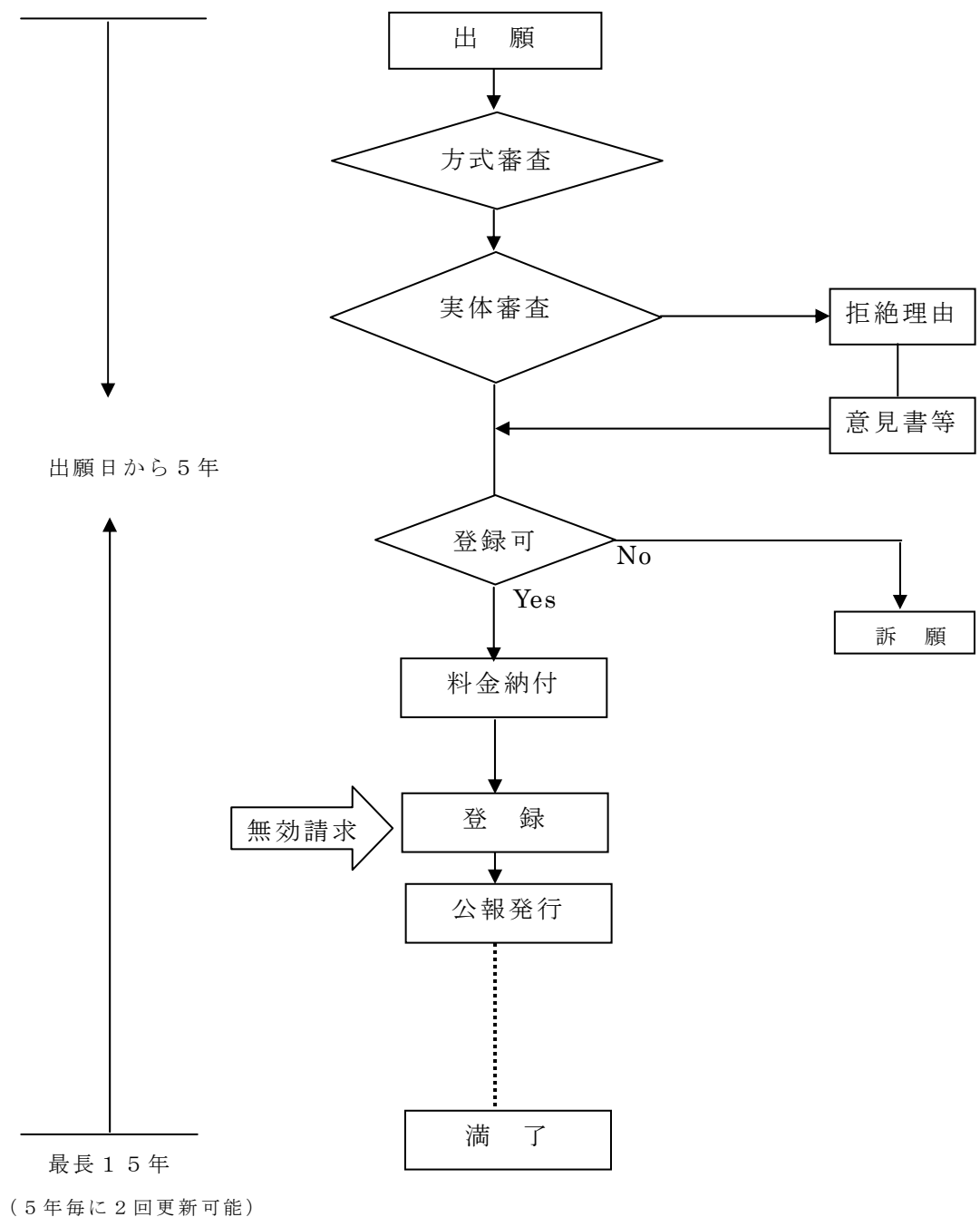
<不登録事由>

①新規性のない意匠

出願前又は優先日前に、ラオス国内又は世界のいずれかで出版物で公開されていない意匠、いかなる方法によるかを問わず使用されていない意匠は新規性を有するものとされます。

②意匠の外観が、物品の技術上の結果から生じたにすぎない場合

③公序良俗に反する意匠



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

意匠権の存続期間は、出願日から5年です。存続期間は5年毎に2回更新可能ですので、最長で出願日から15年となります（知的財産法48条）。登録料は5年単位で前納する必要があります。存続期間を更新するには、委任状及び登録証のコピーが必要となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 定義

意匠は、精算される製品の模様、形状であって、図、デザイン、色彩等から構成されるものと規定されています（知的財産法3条）。

(2) 譲渡、ライセンス

意匠権は譲渡すること、及び実施を許諾することが可能です。

商標制度

1. 現行法令について

2008年4月14日施行の知的財産法（商標を含む）が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の住所及び氏名（法人の場合は名称）。商品・サービスの表示及びそれらの属する区分（ラオスはニース協定による国際分類を採用しています）。一出願では一区分の商品・サービスの指定しかできません。一出願多区分制は採用されていません。
- (2) 委任状（公証が必要です）
- (3) 商標見本 20通：商標が英語又はフランス語以外の場合には、英語による翻訳又は音訳が必要です。
- (4) 優先権証明書（該当する場合）
- (5) 本国登録証又は最初の出願日、出願国を証明する書面（該当する場合）

3. 料金表（単位：米国ドル）

(1) 出願	115
(2) 公告	45
(3) 登録	55
(4) 補正	95
(5) 譲渡登録	95
(6) 更新	190
(7) 使用宣誓書	50
(8) 登録証	70
(9) 取下げ	70

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります（知的財産法40条）。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので審査請求制度は採用されていません。

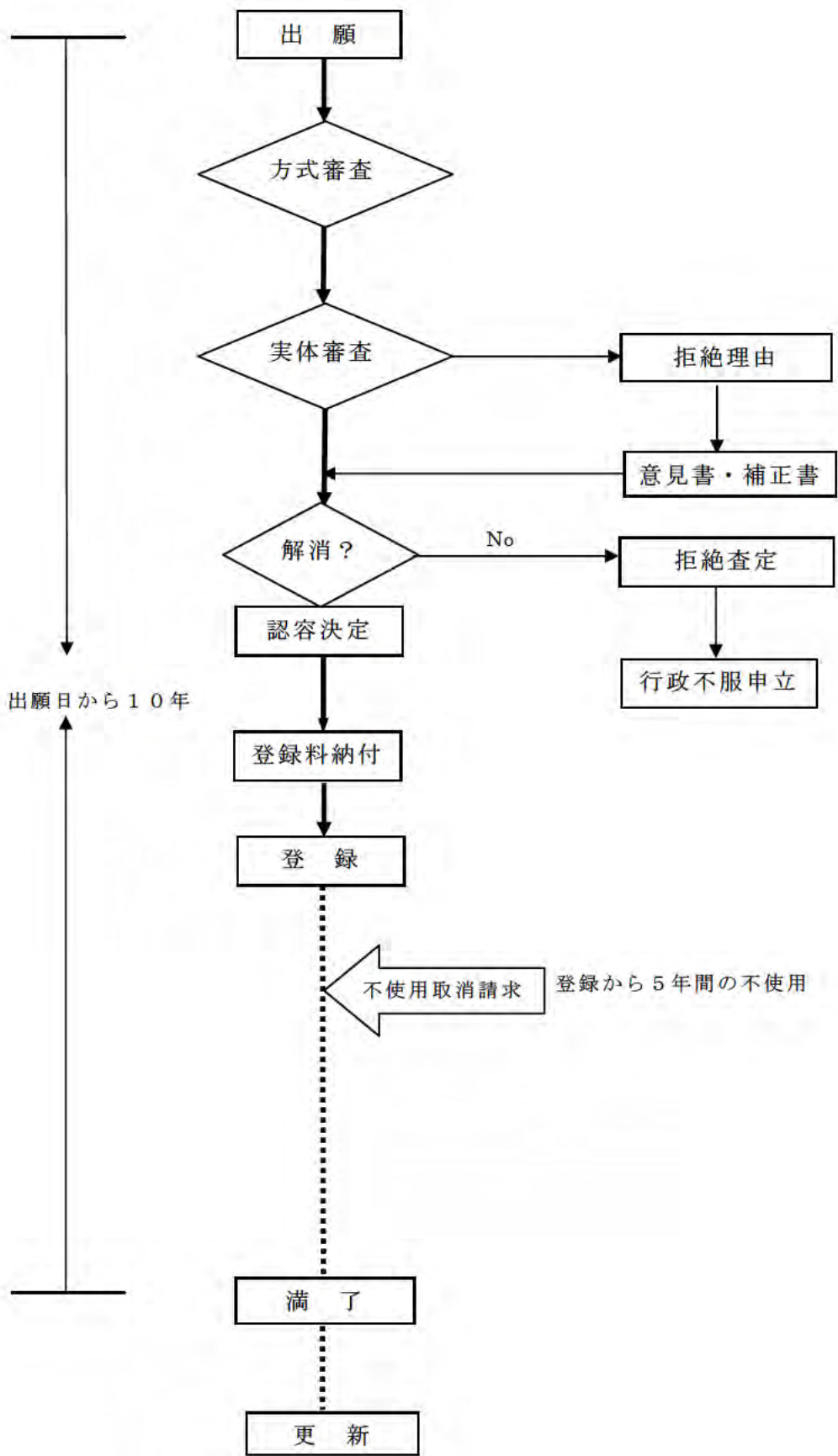
8. 出願から登録までの手続きの流れ

商標出願は科学技術環境局に対して行います。商標出願は、方式審査（出願後1ヶ月）を経て、登録要件の審査が行われます。商標出願が不登録事由に該当するときは、拒絶の査定がなされます。拒絶の査定に対しては審判を請求することができます。

出願された商標が不登録事由に該当しないときは登録されます。登録された商標は商標公報に公告されます。不登録事由は以下の通りです。

<不登録事由>（知的財産法23条）

- ① 識別性のない商標
- ② 商品・サービスの出所、品質、特徴、価格に関し公衆に誤認を生じさせる商標
- ③ 消費者に誤解を生じさせる模倣又は偽造商標
- ④ 国旗、英雄の写真、ラオス又は外国の都市名又は略称を含む商標
- ⑤ 国際機関の紋章、公式な印章であって当該機関の承諾を得ていないもの
- ⑥ 他人の先行登録商標と同一又は類似の商標
- ⑦ 公序良俗に反する商標



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

商標権の存続期間は出願日から10年です（知的財産法49条）。存続期間は10年毎に更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の満了前6ヶ月以内に更新登録出願をしなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、絵、言葉、文字、数字、署名、人名、色彩、形又は物体の形状、又はこれらの組み合わせと定義されています（知的財産法3条）。

12. 留意事項

(1) 不使用取消し制度

登録商標が指定された商品又はサービスについて継続して5年以上使用されていないときは、利害関係人の請求により、その登録を取消されることがあります（知的財産法55条）。

(2) 商標権の侵害

登録商標と同一又は類似の商標を使用すること、又は消費者に混同を生じさせる使用は商標権の侵害となります（知的財産法108条）。

商標権侵害は、科学技術環境局の管轄となっています。商標権侵害に対する処分としては営業許可の取り消しなどが課されます。